

地方公務員災害補償基金本部事務組織規程

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	
次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次
改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基
規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規
程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

昭和四十五年四月一日
地基規程第四号

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員災害補償基金定款第十七条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の本部（以下「本部」という。）の事務組織について必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第一条の二 本部に事務局を置く。

(事務局の組織)

第二条 事務局に次の六課を置く。

総務課

企画課

補償課

経理課

審査課

訟務課

2 課に、理事長の定めるところにより、係を置く。

(事務局の職制)

第三条 事務局に事務局長、事務局次長、参事、秘書役及び調査役を置く。

2 課に課長及び次長を置く。

3 課に専門調査員、主幹又は主査を置くことができる。

4 係に係長を置く。

5 前四項に定めるもののほか、事務局に主事その他所要の職員を置く。

(職務)

第四条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務をつかさどる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 参事は、事務局長の命を受けて、特定の重要な事務を処理する。

4 秘書役は、事務局長の命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定の事務を処理する。

5 調査役は、事務局長の命を受けて、特定の事務を処理する。

6 課長は、事務局長の命を受けて、その課の事務を処理する。

7 専門調査員は、課長の命を受けて、特定の事務を処理する。

8 次長は、課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 主幹は、上司の命を受けて、その課の庶務を処理し、及び各係の事務を調整する。

10 係長は、上司の命を受けて、その係の事務を処理する。

11 主査は、上司の命を受けて、その課の特定の事務を処理する。

12 主事及びその他の職員は、それぞれ上司から命ぜられた事務を処理する。

(総務課の事務分掌)

第五条 総務課においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 公印の制定及び管守に関する事。

二 代表者委員会に関する事。

三 運営審議会及び専門委員に関する事。

四 広報並びに文書の接受、発送及び保存に関する事。

五 登記及び公告に関する事。

六 理事長の決裁を要する文書の審査に関する事。

七 秘書に関する事。

八 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒及び服務その他身分取扱に関する事。

九 事業計画及び予算に関すること。

十 支部に対する事務費の送金計画に関すること。

十一 契約及び支出負担に関すること。

十二 物品その他の動産及び不動産の取得に関すること。

十三 公務災害及び通勤災害に対する補償（以下「公務災害補償」という。）に関する図書その他の資料の収集及び管理に関すること。

十四 研修会、講習会等の開催に関すること。

十五 監査に関すること。

十六 業務報告書の作成及び財務諸表等の公開に関すること。

十七 地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開及び提供に関すること。

十八 地方公務員災害補償基金の保有する個人情報保護及び開示等に関すること。

十九 地方公務員災害補償基金情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

二十 業務継続計画及び消防・防災に関すること。

二十一 福利厚生及び安全衛生に関すること。

二十二 前各号に掲げるもののほか、事務局の他の課（以下「他課」という。）の所掌に属しない事務の処理に関すること。

（企画課の事務分掌）

第五条の二 企画課においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 補償の実施基準の作成及びその運用に関すること。（補償課の所掌に属するものを除く。）

二 福祉事業の実施基準の作成及びその運用に関すること。

三 公務上の災害を防止するために必要な事業に関すること。

四 補償及び福祉事業の統計調査に関すること。

- 五 公務災害補償に関する調査、研究等に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 公務災害補償制度に関する資料の編さんに関すること。
- 七 公務災害補償に関する図書その他の刊行物の発行に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 基金の情報システム（ホームページを含む。）の整備及び管理に関すること。
- 九 上司が特に命ずる事項に関すること。

（補償課の事務分掌）

第六条 補償課においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 公務災害及び通勤災害の認定基準の作成及びその運用に関すること。
- 二 特殊公務災害及び国際緊急援助活動特例災害の認定基準の作成及びその運用に関すること。
- 三 傷病等級及び障害等級の決定基準の作成及びその運用に関すること。
- 四 遺族補償に係る遺族の決定基準の作成及びその運用に関すること。

（経理課の事務分掌）

第七条 経理課においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 決算に関すること。
- 二 物品その他の動産及び不動産の管理及び処分に関すること。
- 三 余裕金の運用に関すること。
- 四 支部に対する給付費及び公務災害防止事業費の送金計画に関すること。
- 五 負担金その他の収入の収納に関すること。
- 六 資金の受入及び支払に関すること。
- 七 現金、小切手その他権利証券の出納保管に関すること。
- 八 支払証拠書類の整備保管に関すること。
- 九 勘定科目、帳簿及び諸計算表に関すること。

(審査課の事務分掌)

第八条 審査課においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 審査会に関する事。
 - 二 支部審査会に係る情報収集及びその運営に対する助言・支援に関する事。
- (訟務課の事務分掌)

第八条の二 訟務課においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 公務災害及び通勤災害に係る訟務に関する事。
- 二 補償と損害賠償との調整並びに求償権の行使の実施基準の作成及びその運用に関する事。

附 則

この規程は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年三月九日地基規程第二号)

この規程は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年四月一日地基規程第四号)

この規程は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年十月三十一日地基規程第十四号)

この規程は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年三月三十日地基規程第四号)

この規程は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十一年八月三十一日地基規程第五号)

この規程は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五十二年四月一日地基規程第五号)

この規程は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月二十三日地基規程第一号)

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年十二月十五日地基規程第五号)

この規程は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十三日地基規程第一号）
この規程は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月三十日地基規程第四号）
この規程は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年一月三十一日地基規程第一号）
この規程は、昭和五十八年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十二月十九日地基規程第七号）
この規程は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十日地基規程第二号）
この規程は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十七日地基規程第三号）
この規程は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日地基規程第二号）
この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月六日地基規程第六号）
この規程は、平成六年七月六日から施行する。

附 則（平成七年八月一日地基規程第六号）
この規程は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成八年四月一日地基規程第六号）
この規程は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十五日地基規程第十号）
この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年九月二十七日地基規程第十号）
この規程は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月二十六日地基規程第十一号）
この規程は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日地基規程第九号）
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十四日地基規程第三号）
この規程は、平成二十三年三月二十四日から施行する。

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十五年三月十九日地基規程第三号)
この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。